

報告第 7 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 7 月26日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成30年 5 月28日午後 2 時40分頃、幕別町字明野137番地 1、幕別墓地において、町職員が刈払機を使用し草刈り作業を行っていたところ、誤操作により墓石に接触し、墓石に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 86,400円

3 損害賠償及び和解の相手方

町外在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、墓石修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。